

申9号 安全を確保し働きがいのある

第3回②



人事・賃金制度の実現を求める申し入れ交渉実施!

退職時期の変更や職名の考え方について会社と認識があわず対立!

【第6項】当面する年金支給開始年齢の引き上げを踏まえ、定年年齢を65歳に引き上げること。

【第7項】定年退職の時期を誕生日末から年度末に改めること。

《会社回答》(第6項)定年年齢については、現行で妥当と考えている。

(第7項)定年退職日については、現行で妥当と考えている。

組合

年金制度の改正を踏まえ、なぜ今回の制度改正に合わせて定年年齢を見直さないのか?職場の声は大きい!

会社

動きがあるのは承知している。ただ国の政策として決まっていない。課題としては認識している。今後の検討課題である。

早急な対応を求める!

組合

技術継承や引継ぎ期間の確保が必要!経費増と言うが、入替のラップ期間を考えればそうはならない!

会社

年度末の年休消化集中などメリット・デメリットがあり、会社発足時にも検討した。経費増となり、今、制度を変えるつもりはない。

対立 職場で退職者の補充もままならない現実を知るべきだ!

【第8項】医療職との職名の統一を図るため、主務職を現行どおり主任職とすること。

《会社回答》一般社員については、現行の主任職を二分し、新たに統務職と主務職を創設するものであることから、提案の内容で妥当と考えている。

組合

なぜ医療は主任を残し鉄道は変えるのか。主務は社会的に見ても一般的な職名ではない。わかりにくい。

会社

医療業界では主任が一般的だ。鉄道は現行を引きずらないように変えたが、絶対にそれでなければならないわけではない。

対立 鉄道は技術である。主務は事務的な印象だ!

誰もが安心して生活できる制度を実現しよう!!

次回交渉予定は
11月25日